

令和6年9月越前町議会定例会

(第2号)

令和6年9月5日

目 次

第2号（9月5日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	1
○職務のために議場に出席した者の職氏名	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○議事日程	2
○開 議	3
○一般質問	3
木 村 繁 君	3
笠 原 秀 樹 君	6
中 西 清 君	11
石 田 和 朗 君	12
○散 会	14

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	小松 高宏	○		
3	吉田 憲行	○		
4	石田 和朗	○		
5	長谷川 眞恵	○		
6	中西 清	○		
7	高田 浩樹	○		
8	藤野 菊信	○		
9	米沢 康彦	○		
10	佐々木 一郎	○		
11	伊部 良美	○		
12	笠原 秀樹	○		
13	木村 繁	○		
14	北島 忠幸	○		

会議録署名議員の氏名

13番議員	木村 繁	14番議員	北島 忠幸
-------	------	-------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	山口 隆司	事務局次長	岡田 寿子
事務局書記	安井 正樹		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	青柳 良彦	副町長	出口 俊一
教育長	大川 伸介	総務理事	菅原 辰彦
民生理事	荒井 基志	産業理事	水島 博之
建設理事	原 雅哉	会計管理者	佐々木 直人
教育委員会事務局長	高木 剛彦		

令和6年9月越前町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和6年9月5日（木）

日程第 1 一般質問

開議 午前10時00分

- 議長（佐々木一郎君） おはようございます。
本日は、本会議の2日目です。よろしく願いいたします。
ただいまの出席議員数は13名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

- 議長（佐々木一郎君） 日程第1 一般質問。
昨日に引き続き一般質問を行います。
本日は、一括質問一括答弁方式での質問を行います。
13番、木村 繁君。

13番（木村 繁君）登壇

- 13番（木村 繁君） 4年に一度のスポーツの祭典、パリオリンピックが先月閉幕しました。多くの日本人アスリートたちが、私たち国民に感動、勇気、そして、元気を与えてくれました。あくまでも個人的にですが、女性金メダリストお二人が特に印象に残っております。女子柔道の角田選手、同じくやり投げ北口選手です。あのともえ投げ、分かっている、用心をしても、相手はかかってしまう角田選手の得意技、まさにこれこそが必殺技です。ともえ投げで世界を取った選手はおそらく彼女だけだと私は思います。そして、北口選手。あのフィールドに寝転んでカステラを頬張って、いわゆるもぐもぐタイムが話題でしたが、おそらく、そうすることで心と体のリフレッシュを図り、次に備える彼女独特のルーティンかもしれません。でも、あの場面でのもぐもぐタイム、自分を信じ、金メダルを取りに行く強い意思表示だったというふうに私は思っております。

話は替わって、プロ野球のペナントレース、パはソフトバンクではほぼ決まりかなというふうに思いますし、セは、昨日現在3.5ゲーム差で広島、巨人、阪神の争いです。昨年は阪神タイガース優勝ということで、いい思いをされた方が議場にもおられますが、今年は我が愛してやまない読売ジャイアンツがいい思いをさせてくれると信じている今日この頃の私であります。

議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。

初めに、熱中症予防策についてお伺いをいたします。

熱中症のおそれがあるときに環境省などが発表する熱中症警戒アラートに、本年4月から一段強い呼びかけの熱中症特別警戒アラートが加わり、県教育委員会では2種類のアラートに応じた学校現場での熱中症対策をそれぞれ定めたそうです。

熱中症警戒アラートは、2021年度から環境省と気象庁が共同で運用しており、観測史上最も暑い夏だった昨年、県内では7月15日から8月29日の間に計28回出され、今年も7月5日に最初の発出があり、7月28日現在11回出されています。

一方、新設された熱中症特別警戒アラートは、まだ全国で一度も発表されたことはなく、もし出されれば災害級の暑さになることから、災害時の対応になるとの考え方で、学校現場での運動や各種行事は原則中止または延期・変更にすると決め、授業は場所や内容を工夫しながら行いますが、夏休み中の登校や部活動は中

止にするなどについて、本年6月に各市町の教育委員会に通知をされたそうです。各学校では、児童生徒を熱中症から守るために独自の対策を講じているところもあり、福井市のある中学校では昨年度から、警戒アラートが出されていなくても、夏休み期間中の部活動の時間を短縮し、部活動は原則午前7時から10時までと決めたそうであります。また、小まめな水分補給や部活動中の対策も徹底をし、活動中の生徒たちは日陰やシャワーミストが設置されたテントを頻繁に利用しているそうであります。

そこで、本町における児童生徒の熱中症予防策及び独自策、また今後の取組みについて、教育長の所見をお伺いをいたします。

次に、農家の収入保険制度についてお伺いをいたします。

この収入保険制度は、2019年1月からスタートをし、自然災害や価格の下落、取引先の倒産などにより収入が減った分の多くを補償する、農家が安心して生産に励めるようにするための一丁目一番地の農業政策です。加入者は右肩上がりに増加をしており、累計で9万人を突破し、コロナ禍の2021年には、農家も外食産業低迷のあおりを強く受けたそうでありますが、加入者の半数以上の方に保険金が支払われたとお聞きをしております。

そこで、県内の農業団体が本制度を推進している中、本町における収入保険の実態及び農業者にとって命綱であるこの保険に対する行政としての取組みについて、町長の所見をお伺いをいたします。

最後に、保護司活動についてお伺いをします。

法務省では、今年、滋賀県大津市で男性保護司が殺害をされた事件を受け、全国の保護司に行った聴取の結果を公表し、対象者の処遇を担当している1万6,184人から回答を得たそうです。そのうち1,480人の方が不安を感じており、退任の意向を示された人が10人、新任保護司として委嘱手続中だった16人の方が委嘱を辞退されたそうです。各地の保護観察所が6月に聴取した中で、不安を感じる理由として、自宅での面接が480人、家族に反対されるが444人、粗暴性がある対象者を担当することが278人で、中には重複する回答もあったそうです。

そこで、本町における保護司活動の状況及び協力を含め、今後の在り方について町長の所見をお伺いします。

○議長（佐々木一郎君） 教育長。

教育長（大川伸介君） 登壇

○教育長（大川伸介君） それでは、木村議員のご質問にお答えします。

初めに、熱中症予防策についてですが、国や県からの通知等に基づき、各小中学校で必要な対策を講じているところです。気温の状況や環境省が発令する熱中症警戒アラートに注視するとともに、熱中症の危険性を適切に判断するため、各学校が所有する暑さ指数測定器による暑さ指数に基づいて、活動の実施について判断しています。

また、日頃から水筒の持参による小まめな水分補給、適度な休憩の取得、屋外での帽子着用など、各小中学校の状況に応じて危険な暑さから児童生徒を守るための対策を講じています。

そのほか、各小中学校が発行する保健だよりに熱中症の予防対策を掲載し、児童生徒や保護者に対して熱中症予防の普及啓発を行うとともに、教職員に対しても養護教諭などによる指導の下、予防対策を徹底しております。

今回、熱中症特別警戒アラートの新設に伴い、発令時の対応としては、運動や各

種行事等の原則中止・延期・変更を行うこととなります。登校については比較的涼しい時間帯と予想されますが、下校時間帯については厳しい暑さが想定されるため、児童生徒を学校に留め置くことも想定し、場合に応じて児童生徒の引渡しも検討してまいります。

町内の小中学校が独自に取り組んでいる熱中症予防策としては、暑さが残る9月に行っていた体育大会の開催時期を5月に変更した小学校が4校、10月に変更した小学校が1校あります。また、屋外活動時や体育終了後、下校前などに塩タブレットを食べさせたり、涼しい部屋でクーリングタイムを設けたり、教室内での授業中であっても、児童の要望があれば水分補給を認めている小学校や、部活動時に冷却ルームを用意し、時間を定めて利用する中学校もあります。

教育委員会でも、全ての普通教室にエアコンを設置するとともに、特別教室へのエアコン設置も、議員各位のご理解の下、計画的に進めているところです。今後新たな熱中症特別警戒アラートが発令される状況においては、過去に例のない危険な暑さとなっていることが想定され、ふだん心がけている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があります。教育委員会としましては、児童生徒の安全確保を最優先とし、予防対策の徹底を各小中学校へ指導するとともに、熱中症特別警戒アラート発令後は迅速な対応が取れるよう、県や各小中学校及び各関係機関との連携のさらなる強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、木村議員の農家の収入保険制度についてのご質問にお答えいたします。

収入保険制度は、鳥獣害や自然災害または価格低下などを含め、農業者の農業販売収入全体の減少を補填する保険です。加入できる農家の要件として、青色申告を行い経営管理を適正にしていることとなっています。越前町の現在の収入保険加入状況は、認定農業者が38人中28人、一般農業者が24人、合計で52人の農業者が加入しております。農地面積ベースでは、町全体の45%が収入保険に加入しており、従前の農業共済の加入面積を合計すると、約70%がいずれかの農業保険に加入されております。

以前、新型コロナウイルス感染症の影響で農業者の減収が推測されることから、収入保険料の一部を支援いたしました。農業共済と収入保険は農業保険法に基づく国の制度であるため、どちらも国の補助があります。事業主体である農業共済組合の推進活動に併せて、町としましては広報誌で農業者へPRすることで、加入促進につなげたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、保護司活動についてお答えいたします。

滋賀県大津市での事件は、罪を犯した人たちの更正への支援をしていた経緯の中で起きた事件で、哀惜の念に堪えません。

さて、町内には、保護司の団体として丹生地区保護司会が設けられており、17名の保護司が織田コミュニティセンター内に相談支援窓口として設置した丹生更生保護サポートセンターを拠点として活動されています。このサポートセンターは、保護司のプライバシー保護のため、保護司会からの強い要望により平成25年、県内では2番目に開所したもので、保護司の自宅を使用することなく保護観察対象者と不安なく安心して面談に専念することができ、保護司の方からも安心できると評価をされています。また、地域での犯罪・非行防止活動の拠点として活用されています。保護観察活動の状況は、現在、対象者2名と関わっている

ほか、相談件数は過去3年間で2件となっており、福井保護観察所とともに対象者が安定して地域での生活を営むことができるよう支援を行っています。

また、各地域でボランティア活動やミニ集会などを行う更生保護女性会や、罪を犯した人などの経済的な自立支援を行う更生保護協力雇用主会とともに、連携を取りながら支援しており、社会を明るくする運動などの啓発活動や、町長と更生保護を語る会などの研修会の実施、犯罪や非行を予防するための広報紙の発行など、多岐にわたる活動を行っています。

ほかにも、この更生保護3団体に加え、越前町や社会福祉協議会、警察署などの関係機関で構成された丹生更生保護支援ネットワークを昨年12月に発足しました。刑期を終えた人などからの相談窓口として、再犯防止につなげるために必要な支援などを行い、犯罪のない誰もが安全で安心して住めるまちづくりの実現に向けて、活動しています。

一方で、保護司という職の大変さゆえに、引き受け手不足が懸念されます。本町においては、これまで現役保護司の方が新任候補者を選任することが通例とされているところですが、保護観察対象者や相談件数が少ないこともあり、質問にあるような問題は確認されておりません。しかしながら、将来保護司の確保に困難が生じる際には、町として相応の支援を行うとともに、引き続き更生保護に関する意識啓発活動の協力に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 木村 繁君。

○13番（木村 繁君） ご答弁、お二人とも誠にありがとうございました。

一番最初の熱中症予防についてですけれども、教育長のご答弁にあったとおり、教育委員会での対応には十分配慮をされており、安心感があります。今後とも、児童生徒の安心安全を心よりお願いを申し上げます。

2番目の収入保険につきましては、行政としても、町としても、農家に対して周知徹底を図るとのことで、町の広報にてPRをするというご答弁でございましたので、ぜひとも農家のほうに周知徹底をお願いしたいと思いますし、今年は、ご案内のとおり米価が高くなっています。しかしながら、その米価に応じて農業に必要な資材、いわゆる農業資材も高止まりになっているということもございますので、一概にそれは、農家にとって米価は高ければ高いほどいいわけですけれども、資材もそれにつれて高くなっているということを忘れてはならないと思いますので、ぜひともこの収入保険、ここ何年か後には、ずっとこういう高温で暑い日が何年と続くことが予想されますので、PRもお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後の保護司活動におきましては、昨年12月に発足した、ご答弁にありました丹生更生保護支援ネットワークを中心に「犯罪のないまちづくりの実現」に向けて努力をしていただきたいと思いますし、町挙げて安全で安心なまちづくりに努めていただきたいと思いますということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木一郎君） これで木村 繁君の一般質問を終わります。

次に、12番、笠原秀樹君。

12番（笠原秀樹君） 登壇

○12番（笠原秀樹君） 毎年9月定例会の一般質問のスタートで、私は必ずお聞きしてきましたことが、夏休み明け、2学期のスタートで、小中学校の児童生徒の皆さんの登校状況を必ずお聞きをしてまいりました。おかげさまで、私の地域の児童生徒の皆さんは、今年も元気で登校をしてくれました。本当に喜んだところでご

ざいます。夏休みが、長い休みが終わりますと、どうしても登校するのが難しい子が出てくると思いますが、うちの孫も学校嫌やなど言いながら行ったそうです。それが本音なんでしょうね。

夏休みの前に、ある小学校の校長先生とお話をさせていただく機会がございました。夏休みの過ごし方について、週1回登校する機会があったらどうでしょうか、また、ラジオ体操、これ私ら小さいときはもう毎日やりましたが、今はもう1か月の間10日間ぐらいしかしていないので、それらももっと続けたらどうでしょうかなど提案をさせていただきましたが、夏休みの期間中に先生方の講習あるいは研修がありますということで、無理ではないでしょうかというお返事でした。

夏休みの過ごし方によって、夜遅くまで起きていたり、どうしても起きるのが遅くなるということで、不登校になりがちな時期だと思って提案をさせていただきましたが、先生、校長先生からはそういうお返事でした。これは、先生方の都合もあり、当然かなと思いましたが、少しでもそういう不登校が起きないためにとの思いで発言をさせていただいたところでございます。

それでは、通告書に基づきまして、教職員の校務時における自己負担問題についてお尋ねをいたします。

長時間勤務が常態化する教員、文部科学省では給料を引き上げて成り手不足を解消しようとする動きが進んでいます。ただ、教員が授業や部活など様々な面で自己負担、いわゆる自腹を切っていることはあまり知られていません。私も知りませんでした。7月1日の全国新聞にこのような記事が掲載されております。教員に取材すると、忙しくて請求できない、細か過ぎて麻痺していると悲痛な声が聞こえてきたそうでございます。

20代の男性教諭は、2023年4月のサッカー部の顧問を任され、就任早々バスの免許かあるいは審判資格のどちらかを取るよう先輩の教員から指示され、審判資格の取得を決めたということでございます。講習会に参加するための交通費、受講料、自身で負担をしました。審判のユニフォームも購入しなければならず、顧問になって1か月もたたないうちに1万円以上の出費となったと。この教諭の学校では、一定以上の距離を移動する場合、高速道路の料金が支給されますが、片道のみという決まりがあるそうです。学校の予算に限りがあり、交通費が膨らみ過ぎないように、あらかじめ制限がかけられているようであります。生徒を引率して審判をする場合も片道の高速代を払う。練習試合の会場費や生徒が準備できずに購入したドリンク代など、日々細かな費用を立て替えると。授業が忙しい時期になると訳が分からなくなる。うまくやりくりできているはずだけでも、正直自信がない。忙しくてきちんと請求するという意識が希薄になってしまう。

30代の男性教諭は、携帯電話のプランを通話無制限にしているといいます。料金は割高だが、担任をしていると携帯で連絡を取らざるを得ないときが多いんだそうです。40代の男性教諭も、担任を受け持つに当たり、割高のプランに移行したと。仕事で使用した分の料金は自腹ですが、学校の電話でしかやり取りをしないのは現実ではないと思っておるそうでございます。授業でも、指示棒や掲示に必要なマグネットや画びょう、電子黒板につなぐケーブルなどを自分で購入することがあると。また、30代の男性教諭は、細々した自腹が多過ぎて、何が自腹なのか麻痺しているんだと思うと、こう答えておるそうです。

これらは、22年度中に授業や部活で必要な経費を自分で負担したかについて尋ね、1,034人からの回答を得た結果、自腹を切ったことがあると答えた教職

員は75.8%、およそ4人に3人の割合になるということでございます。

自腹の選択は、授業、部活動、旅費、弁償、代償で、最も多かったのが58%の授業だったと。理科の実験を行う教材や家庭科の調理実習に必要な器具や材料など、事例は多岐にわたります。自腹の理由として最多は、手続きが不要で気軽だと、59.4%。校内に自腹を当然とする雰囲気がある、18.4%。部活動は22.6%だったと。指導者のライセンス取得費用やけがをした子どものための救急用具の購入、交通費が支給されない副顧問の遠征付添いなどの事例であります。旅費は37.1%で、家庭訪問や修学旅行の下見や引率、休んだ児童生徒にリモート授業のためのタブレット端末や資料を届けた際の交通費が含まれています。学校の備品が壊れたり、保護者負担の教材費が集まらなかったりする場合は、しわ寄せが教員に来ているケースがあると。これは、インターネットで全国の公立小中学校に勤務する教職員を対象に調査された結果であります。あつてはなりません。本町の小中学校の先生方の自己負担について、現状と負担しなければならないケース、金額についてお尋ねをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 教育長。

教育長（大川伸介君） 登壇

○教育長（大川伸介君） それでは、答弁の前に、夏休み中は子どもたちに大きな事故もなく、全小中学校が順調に新学期をスタートさせていますことをご報告させていただきます。

それでは、笠原議員のご質問にお答えします。

学校の校務に必要な経費については、本来教職員が自己負担をするべきものではありませんが、状況や内容により一部自己負担を行っている場合があります。

町内小中学校の正規の全教職員154人に今回アンケート調査を実施した結果、令和5年度以降について、約3割に当たる46人の教職員が校務において自己負担をしたことがあると回答しており、金額としては1人当たり数百円から多いもので数万円のものもありました。具体的には、授業に必要な教材費用等が多く、翌日の授業で急遽教材が必要になったり、少額の教材費を保護者から集金することが煩わしいため、自己負担としたものもありました。

また、部活動関係では、チームスタッフとして必要なウェアの購入や、遠征時の生徒の軽食代などもありました。

旅費については、個別家庭訪問などに係る交通費がありました。研究会や研修会への参加費用等については、研修で使用するテキスト等が個人所有となるものもあったため、自己負担としているものもありました。

そのほか、学校として勧めているものではありませんが、大会に必要な審判用ユニフォームの購入費用や、審判資格取得の費用もありました。

今回のアンケートで回答があった自己負担の内容は、本来は保護者が負担すべきものや、町の財務規則、県の旅費規程に基づく手続きを経て支出されれば、自己負担する必要がないものがほとんどでした。

様々な状況において、教職員が積極的に意義を感じ自己負担を行うケースもあると思われませんが、原則として公務に係る必要については自己負担が発生することはありませんので、慣例や前例にとられることなく、自己負担すべきでないものについては公費等で対応するような体制づくりを強化してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 笠原秀樹君。

○12番（笠原秀樹君） ありがとうございます。

例外に漏れず、本町でも先生方の自己負担はあるということでした。教職員のOB、そして現職の先生方、何人かの先生方に私も取材をさせていただきました。記事によりますと、教員によって自腹の頻度、また金額、これには差がありますが、先ほども述べさせていただきましたが、理科の実験で使う教材、家庭科の調理実習で必要な器具や材料、家庭訪問や修学旅行の下見や引率、休んだ児童のリモート授業のためのタブレット端末や資料を届けた際の交通費など、教員の善意が負担となってしまいます。これ善意なんですよ。教員の善意が負担になってしまう構図は、図らずも長時間勤務と同じではないでしょうか。残業も同様ですが、自分の働き方だという思いで自腹を切る先生がいれば、ほかの先生にも当たり前前に求められてしまう。これは、制度の不備を献身で先生方が補っているということではないでしょうか。

自腹の例として挙げられているものに、1万円以上5万円未満には、家庭が複雑な児童の教材費の立替え、部活の練習試合や大会の遠征の交通費、昼食代。それから3,000円から1万円未満には、修学旅行の巡回指導のためのタクシー代、生徒がけがをした際のテーピング用品などの救護用具。1,000円から3,000円未満には、生徒が忘れ物をしたときのための文房具代、理科でメダカを飼うために必要な水槽に入れるろ過器などがあったということですのでございます。私は、ほとんどこれ全て公費だと思いますが、いかがでしょうか。原則は公費で、これは公費の支出が許される範囲はどこまでかと。文科省は、学校教育に必要な費用であれば設置者の公費負担が原則、教員が自腹を切る状態は望ましくない、自治体には学校の状況に応じて適切な対応が求められるとしています。

公立学校の予算の配分方法に統一の決まりはなく、自治体ごとに仕組みは様々でございますが、学校別に消耗品や通信費、印刷費といった項目ごとに予算が決まっているケースもあります。項目の流用には教育委員会の許可が必要になると言われています。一方で、学校側の一定の裁量に任せている自治体もあります。文科省が23年11月に実施した調査によりますと、項目を分けずに総枠として予算が配分されるが、学校が予算総額の範囲内で柔軟に項目間の再配分ができる総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市では41.8%、市町村では12.7%だったと言われております。

本町内では、不思議なのは、項目の流用に教育委員会の許可が必要だと。一方で、学校側の一定の裁量に任せている自治体もあるということですので、文部科学省では給料を引き上げて成り手部足を解消しようとする動きが進んでいますが、業務の改善には程遠く、残業代もまともに支払われなく、また、先生方はPTAの皆様とうまくやっていけるように会費まで納入しています。PTAの会費、先生が。あくまでも自主的と言っていますが、ほぼ全員が入らざるを得ない現実だと。その上自腹問題もあると、本当に先生の成り手がないと思います。現実の町内の学校では問題ないと6月定例会の質問で答弁されていますが、自腹の問題は自治体の考え方で解消できないことはないと思います。大学卒業生の4割が先生になりたくないと言われていますが、そんな皆さんが越前町の先生になりたいと思ってもらえるようにしていただきたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えいたします。

教育長の答弁のとおり、学校の校務に必要な経費については、本来教職員が自己負担をするべきものではなく、原則公費で支出されるべきものであります。

また、公費の予算についてですが、本町の予算は枠配分方式を採用し、各部門に配分された予算を各担当部署で項目ごとに編成しており、総額裁量予算ではありません。議員ご指摘のとおり、項目の流用には教育委員会の決裁が必要ですが、それは、予算執行上の適正な措置と捉えております。公費の支出業務には、町においても、県においても、規則等に基づいたルールがありますので、それに従って行っていただくこととなりますが、町内小中学校の教職員へのアンケート調査の結果、内容を見ますと、手続きを経て支出されれば自己負担がなくなると思えますので、今後は学校と連携を図りながら、手続きの簡素化など改善できるものについては対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 笠原秀樹君。

○12番（笠原秀樹君） ありがとうございます。

先日、新潟、ホッケーの試合がありました。うちの息子も、孫がホッケーをやっていますので、当然行きました。そうしたら、校長先生もお見えになっていたと聞きました。後日、校長先生にお伺いに行きましたら、先生、交通費は請求しましたかとお尋ねをしましたら、していませんと、そういうお返事が返ってきました。校長会というのが僕は毎月行われているのか分かりませんが、校長会で教育委員会のほうからその1か月分なら1か月ごとに、各先生方にどういうことでこういう支出があったかどうかなどをやっぱり問うべきやと思います。校長先生が学校へ帰って、そして先生方に気兼ねなく請求してくださいと、そういうムードに持っていくのが本当じゃないかなと思います。

それから、とにかく部活の担当する顧問の先生方、これは大変だと思います。中学校3年生の、この子は陸上部の選手らしいんですが、必ず先生が応援というか、顔を出してくださると。競技が行われるのは大体土日に決まっています。土日は校務じゃないのか。僕は、学校は休みだけれども、やっぱりこういう子どもたちが安全に試合して元気で帰ってきてもらうという思いで行く以上は、これはもう校務以外何物でもないと思います。先生方に休みがないのに本当に私のために応援に来ていただいていると両親に話をしたら、先生方いつ休むんでしょうねという親御さん、心配をしたそうでございます。

とにかく教職員の皆さんは、役場の職員の皆さんと同じように、児童生徒に、また町民の皆さんに対する考え方、思いやりといいますか、そういうふうなことは、私のような凡人をはるかに超えた素晴らしい気持ちを持っておられるんです。だからこそ、自腹が発生してくるんじゃないかと。子どもたちのためにという思いで、そういう思いで自腹が発生してくるんじゃないかと私は思うんです。そういう大事な先生方、役場の職員の皆さんも一緒ですが、そういう人たちがやっぱり安心して、何も思えずに何でもやっぱり発言し、そして言ったものがみんなやっぱり負担をしていただけるんだと、そういう安心して働ける職場であってこそ、すばらしい環境になるんじゃないかなと思います。

この私の質問を契機といたしまして、学校現場が本当に働きやすい現場になることを強く期待をするものであります。先日、台風10号が九州を直撃をいたしました。福岡市教育委員会の判断の遅れで、ずぶ濡れになりながら登校した児童生徒、そしてPTAの父兄の皆さん方からは、今から学校、登校させようかどうかどうしようか迷っていると、そういうような電話が学校に集中したそうでございます。台風シーズンに入ったばかりですので、越前町にもそういうことが起きないとは限りません。教育委員会としての確かな判断をされ、父兄や児童に対してその判断

を間違ふようなことのないようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（佐々木一郎君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時10分から本会議を再開しますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（佐々木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けて行います。

6番、中西 清君。

6番（中西 清君）登壇

○6番（中西 清君） 6番、中西 清。

議長の許しを得ましたので、ただいまから質問いたします。

廃校予定の施設活用計画について。

現在町が進めている小中学校の統合により、令和7年度には四ヶ浦小学校と常磐小学校の校舎がそれぞれ廃校となります。また、再編計画で今後、萩野小学校や糸生小学校のほか、中学校の統廃合も同様に複数の校舎が空き校舎として残ることになります。

青柳町長も既にご存じかと思いますが、文部科学省ではみんなの廃校プロジェクトとして、廃校施設活用事例集を公開しています。この事例集を見ると、平成14年度から平成29年度までに廃校となった公立校7,583校のうち、約75%が利活用されているようです。越前町での利活用を考えてみると、例えばになりますが、外国人就労者、転入漁業者・農業者、独り暮らしの高齢者のための住宅施設、分譲用の宅地化、緊急時・災害発生時の避難施設、ITサテライトオフィス、民間企業の製造工場や加工工場、大学・研究機関のサテライトキャンパス、社会教育施設や文化研修施設、スポーツ施設など広範な活用が考えられると思います。そのためには、施設の改修のために新たな財源が必要となりますが、町有財産の有効活用にもなろうかと思えます。

しかしながら、施設の利用・活用に当たっては、全国の事例を参考にされるのはもちろんですが、各地区の地元の意見や要望もしっかりと聞き取った上で、廃校の立地環境を踏まえながら、越前町でも課題となっている転入・流入人口の増加、地場産業の振興、雇用の創出を実現し、地域の活性化につながるものとなることを期待します。今後廃校となる校舎の利用について、町としては現在どのような検討を進めているのか、また、検討の進め方、方向性について町長のご所見をお伺いします。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） それではお答えいたします。

学校再編後の跡地利活用については、現時点では検討しておりません。跡地利活用については、地域の皆様の意向や、町や地域の課題、そして財政の状況等を踏まえ、総合的に検討する必要があると考えています。

学校再編により今年度閉校予定の四ヶ浦小学校と常磐小学校、来年度閉校予定の

萩野小学校については、今年度、学校跡地検討委員会を設置し、地元の皆様や各関係者の意見を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） 3月議会の今のプロジェクトの議決からもう約6か月、まだ考えている最中だということですが、でも、プロジェクトについては試案というのがあると思います。その試案がまだできていないということだと思うので、一言言わせてもらいますと、その試案の中に、例えば広報の中に地元の四ヶ浦と城崎小学校の校章なんかの募集のように、利用の仕方をチラシ、広報に折り込んで町民の皆さんに利用の活用の方法を参考に公募したらいかかだと思います。

それと、そのようなことを私は考えているんですけども、そのことについては町長はどうお思いですか。

○議長（佐々木一郎君） 中西議員、通告にないことは発言をしないでください。

○6番（中西 清君） すみません。一応文書では返ってこないで、今の答えはある程度聞いていますけれども、文書で来ていないから再回答で注文することができなかつたので、今私、発言させてもらいました。でも、関連しているので構わないんじゃないですか。

○議長（佐々木一郎君） 通告書に基づいて発言をしてください。

答弁できますか。

町長。

○町長（青柳良彦君） 今ほどのご意見でございますが、そういったことも含めまして、検討委員会の中でもんでいくということで、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） 今も、先ほども申しましたけれども、もう半年後に決まってるで、立ち上げるにしても時間がかかると思いますので、早急に立ち上げてほしいと思います。これで質問を終わります。

○議長（佐々木一郎君） これで中西 清君の一般質問を終わります。

次に、4番、石田和朗君。

4番（石田和朗君） 登壇

○4番（石田和朗君） 4番、石田。

この間贈呈されました島田雅胤先生の「日本のこれからをつくる本」を拝読させていただきました。内容は、私にとってはハイレベルな思考もありましたが、ご尊父の段になりました島田七郎兵衛さん、私と同郷、織田の方で存じ上げることがあって、読み進むのは楽で完読いたしました。エッセイ集なので、1ページから読むのではなくて、思い出したら段落ごとに何度も繰り返して読める本でした。

議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

越前町の町並み、景観について、特に劔神社周辺についてをお伺いいたします。

7月の越前みなと大花火は、梅雨の雨が降り続きで心配していましたが、当日は晴れ上がり、開催できました。予想どおり大変な人出でした。今年はスマホでの予約席を確保して、観客席で心置きなく座れて、花火は迫力があり、美しくきれいで、満足できました。私勝手な感触でしたが、港を会場にした防波堤から打ち上げ、後ろ山からこだま音が、越前町ならではの夏の風物詩というか、自慢できる景観でした。

8月10日、O・T A・I・K O響はすごい観客で大盛り上がり、天気で本当によかったです。ふるさと創生で作った西日本一の太鼓、明神を活用して、もう35周年。はや35年。伝統の域に入ったお祭りと言えます。今年は帰省できなかった県外の知り合いがユーチューブで鑑賞して、観客の総立ちとステージ出演者の一体化の景観は、すごく感動したというメールがありました。

先日朝早く、北陸新幹線越前たけふ駅からつるぎ4号に乗り、金沢駅で下車して兼六園にあるパワースポット、辰年に参拝すると生命力と運気をさせる竜神を祭る神社に参りました。おさい銭の効果・効能は分かりません。新しくなった兼六園周辺や金沢駅構内は、平日なのに観光客の多さ、インバウンド外国人がみどりの窓口にひしめき、次の行き先を駅員と話し合う光景を目の当たりにして驚きました。そのときふと、観光とは、維持管理とは、人と人との交わりとは、温故知新を考えさせられました。古きをたずねて新しきを知る。昔、孔子が勤行をまとめた論語にある言葉で、昔のことをたずね歩いて、そこから新しい知識、見解を導くことは周知のとおりです。

この前、議員視察研修でみやま市、福岡県三池郡高田町、山川町、山門瀬高町が合併したみやま市を訪問して、本物の幸若舞を鑑賞させていただきました。ステージの後ろの部屋には、演目によって移動可能な能舞台。伝統を引き継ぐ鼓の方や舞方がゆったりと厳かに舞い上げたのは、織田信長が桶狭間の戦いの前に舞った「人生五十年、下天のうちは憂ふれば、夢幻のごとくなり」で有名な「敦盛」の演目でした。800年の伝統を引き継ぐ幸若舞の舞方たち、みやま市が国の重要無形文化財を誇りに思い、近代的な能舞台をつくって多くの人に鑑賞していただくとする姿勢、姿は、合併20周年の町、越前町にも人に誇れる文化財や伝統芸能がたくさんあって、参考になりました。

10月10日、秋期例祭の神事の後に、子どもたちの明神ばやしの奉納太鼓、前日には町内へのふれ太鼓、ドドスカドンの太鼓の音や笛の音は、みんなの気持ちを高ぶらせます。その太鼓活動がO・T A・I・K O響の源流と言えます。秋期例祭、おたまつりは周辺の市町からたくさんのお客様が劔神社に参集して、華やかで露店、夜店が多く出店していて、ごった返しの大変なにぎやかさでした。商店街も劔神社の鐘道路を中心にT字型に門前町として繁栄していました。モータリゼーションの変化や大店舗法の改正など多くの要因があって、衰退げみ。赤い鳥居をモチーフにした織田バスターミナル近くに織田信長銅像、劔神社の周辺に織田文化歴史館などの施設はありますが、にぎわいを呼び戻すには至っていません。

劔神社の社務所が、多くの皆さんの努力もあって年末には再建いたします。門前の道路改修・段差解消工事は地区の区長会とかコミュニティの方の働きが実り、工事は既に終了しています。道幅が広くなり、景観がよく、馬場通りの呼び名に合います。一方、本年5月31日をもって門前にあった、人気のあったお店の閉店は寂しいというリピーターの声を踏まえて、そこで、劔神社周辺に係る景観づくりを起爆剤にして、今後の織田の山里の蘇生、再生について、その見通しについて町長に所見をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

町長（青柳良彦君） 登壇

○町長（青柳良彦君） それでは、石田議員のご質問にお答えいたします。

令和3年4月に、織田地域コミュニティ運営委員会委員長より、劔神社周辺の町並みの保全やにぎわいの創出、魅力の発信に向けた再整備の検討を目的とした要

望書の提出がありました。要望書の内容は、町がハード面の整備を行い、地元住民が街歩きマップづくりなどのソフト面を担うというものでした。ハード整備の具体的要望内容としては、劔神社前の歩道の撤去、町営体育館解体後の跡地整備、織田バスターミナルにある信長像の移設、看板・サインの整備です。

要望を受けて、町では昨年度、北陸新幹線開業や国道417号冠山峠道路の開通による交流人口の増加も見込めることから、観光客の乗降の利便性や町並みのデザインを考慮しながら、総事業費4,764万1,000円をかけて歩道の段差を解消する工事を行いました。

また、劔神社周辺を案内する看板を文化歴史館の駐車場に新設するとともに、神社前の案内掲示板を更新いたしました。ほかのハード整備につきましては、解体費用や移設費用、跡地利用計画など課題も多く、慎重な対応が求められるものと思いますが、今後、課題解決に向けた検討も地元の皆さんと協議しながら進めていく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐々木一郎君） 石田和朗君。

○4番（石田和朗君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

いずれにしても、もうすぐ越前二の宮劔神社鎮座800年大祭、それに向かって頑張っているたくさんの方がいます。応援よろしく願います。これで私の質問は終わります。

○議長（佐々木一郎君） これで石田和朗君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会をいたします。

なお、午後1時から全員協議会を開催しますので、定刻までに全員協議会室にお集まりください。

散会 午前11時32分